

千曲市新事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千曲市が行う建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設工事等」という。）の新事後審査型一般競争入札の実施に関し、千曲市財務規則（平成15年千曲市規則第31号。以下「規則」という。）及び入札心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(積算疑義申立取扱要領との関係)

第2条 この要領による「新事後審査型一般競争入札」においては、一般競争入札において、開札後に、応札者が市の積算について、疑義及び積算内容の確認を申し立てることができるものとし、当該申立手続等については「千曲市建設工事等の積算疑義申立手続に関する取扱要領」（平成30年3月30日千曲市長決定。以下「積算疑義申立取扱要領」という。）に定める。

(対象建設工事等)

第3条 新事後審査型一般競争入札の対象となる建設工事等は、千曲市建設工事請負人選定委員会規程（平成15年千曲市訓令第28号）に規定する千曲市建設工事請負人選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定するものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 新事後審査型一般競争入札に参加する者（共同企業体で参加する場合における当該企業体の構成員を含む。）に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）は、次に掲げる要件とし、入札公告の日から落札決定の日までの間この要件を満たしていなければならない。

(1) 対象となる案件に共通する入札参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 千曲市建設工事等入札参加資格者名簿（次号において「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

ウ 千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成15年千曲市告示第7号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者（同要綱別表に規定する措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 対象業種の有効な経営事項審査を有していること（建設工事に限る。）。)

(2) 対象となる案件ごとに定める入札参加資格要件（次に掲げる項目について、対象となる案件ごとに定める要件を満たしていること。)

ア 資格者名簿に登録されている建設業許可区分又は業務委託の種類

- イ 資格者名簿に登載されている建設工事種類ごとの等級格付
- ウ 施工実績又は業務委託実績（入札公告で求めた場合に限る。）
- エ 本店、支店又は営業所等の所在地
- オ 配置予定技術者の資格
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

2 前項第2号に定める入札参加資格要件は、選定委員会において決定するものとする。
（入札公告）

第5条 新事後審査型一般競争入札を実施する場合の入札公告は、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の入札公告には、入札参加資格要件に関する事項その他の規則第106条各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告するものとする。

- (1) 設計図書等に対する質問・回答に関する事項
- (2) 第12条第1項に規定する入札参加資格確認書類に関する事項
- (3) 契約保証金に関する事項
- (4) 前払金・中間前払金に関する事項
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象案件ごとに必要と認める事項

3 入札公告の期間は、千曲市の休日を定める条例（平成15年千曲市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含み、10日以上（予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格をいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）が5千万円以上の建設工事等にあつては15日以上、予定価格が5百万円に満たない建設工事等にあつては1日以上）とする。ただし、予定価格が5百万円以上の建設工事等についてやむを得ない事情があるときは、5日以内に限り短縮することができるものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 設計図書等は、原則として市ホームページに掲載するものとする。ただし、必要に応じて、入札公告において管財契約課窓口での閲覧その他の方法を定める場合がある。

2 設計図書等に関する質問は、管財契約課を窓口とし、別に定める様式によりメール又はファクシミリを用いて行うこととし、当該質問・回答の内容は、市ホームページに掲載するものとする。

（入札参加希望届）

第7条 第3条の規定により選定委員会が指定した建設工事等のうち、選定委員会が必要と認めるものについては、入札公告の期間中の別に指定する日までに入札参加希望届（様式第1号）により、入札参加意思の確認を行うことができるものとする。

（入札の方法）

第8条 入札は、入札公告により指定した場所において、市長が定める入札書により行う

ものとする。

(入札の無効等)

第9条 規則第112条各号のいずれかに該当する入札書に係る入札のほか、第13条第3項に規定する者の行った入札は無効とする。

2 入札参加者が2者に満たないとき及び第7条の規定による入札参加希望届の提出が1者もないときは、入札を中止することができるものとする。

(積算内訳書の提出)

第10条 入札の執行に当たり、入札者全員から積算内訳書の提出を求めるものとする。ただし、特別の事情によりその必要がないと認めるときは、入札公告に定めたうえで積算内訳書の提出を求めないことができるものとする。

(落札候補者)

第11条 入札において、予定価格以下で最低の価格を提示した者(規則第108条に規定する最低制限価格(以下単に「最低制限価格」という。)未満での入札者を除く。)を、落札候補者として決定するものとする。

2 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者が開札に出席していないときは、当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第12条 落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対して、第5条の規定により公告した入札参加資格要件(以下「公告資格要件」という。)を満たしているかを確認するため、次に掲げる入札参加資格確認書類(以下「確認書類」という。)のうち入札公告で示した確認書類の提出を求めるものとする。

(1) 新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)

(2) 配置技術者調書(様式第3-1号)

(3) 現場代理人調書(様式第3-2号)

(4) 施工実績調書又は業務委託実績調書(様式第4号)

(5) 建設業許可の写し又は登録証明書等の写し

(6) 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(建設工事に限る。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の確認書類は、落札候補者が決定した日(積算疑義申立取扱要領に基づく積算疑義申立(以下単に「積算疑義申立」という。)が行われた場合は、当該案件に係る積算疑義申立手続を経て落札候補者が変更とならないことが決定した日)から起算して3日(休日を除く。)を経過する日までに提出しなければならない。

3 前項に規定する提出期限までに確認書類の提出がないときは、当該落札候補者の行った入札については、第9条第1項の規定を準用する。

(特定工事における確認書類に関する特例)

第13条 第3条の規定により選定委員会が指定した建設工事等のうち、設計金額が1億5千万円以上の建設工事（第15条第4項において「特定工事」という。）の入札案件のうち選定委員会が必要と認めたものにあつては、入札参加希望者に対して公告資格要件を満たしているかを確認するため、入札公告の期間中の別に指定する日までに、入札公告で示した確認書類の提出を求めることができるものとする。この場合においては、入札公告にその旨を記載するものとする。

- 2 前項の規定による確認書類の提出があつたときは、市長は、公告資格要件を満たしているかを審査し、審査の結果を書面により通知するものとする。この場合において、公告資格要件を満たしていないと認めた者に対しては、併せてその理由を付するものとする。
- 3 第1項の規定による確認書類の提出を同項に規定する期限までに行わなかつた者及び前項の規定により公告資格要件を満たしていないと認めた者は、第8条の規定にかかわらず当該入札に参加することができない。
- 4 第1項に規定する入札案件については、前条の規定は適用しない。

(入札契約手続の中止)

第14条 積算疑義申立が行われた場合において、当該積算疑義申立により積算誤りが確認されたときは、入札契約手続を中止する。ただし、当該積算誤りを修正したとしても落札候補者が変更とならない場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に掲げる場合のほか、入札公告又は設計図書等に不備があり入札参加者の公正公平な入札を阻害するおそれがあると認められるときは、入札契約手続を中止することがある。
- 3 前2項の規定により、入札契約手続を中止したときは、市ホームページに中止する旨及びその理由を掲載するものとする。

(公告資格要件の審査及び落札者の決定)

第15条 前条の規定に該当する場合を除き、市長は、第12条第2項の規定により落札候補者から提出があつた確認書類を審査し、公告資格要件を満たしていると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定する（第9条第1項の規定に該当すると認める場合を除く。）。落札候補者が公告資格要件を満たしていないと認めたときは、予定価格以下で応札した次の順位者（最低制限価格未満での入札者を除く。）に確認書類の提出を求めたうえ、審査を行い、公告資格要件を満たしていると認めた者1者が確認できるまで順次行う。

- 2 前項の落札者の決定は、第12条第2項の規定による確認書類の提出があつた日から起算して2日（休日を除く。）を経過する日までに行うものとする。
- 3 市長は、第1項の審査において公告資格要件を満たしていないと認めた者に対し、入札参加資格確認結果通知書（様式第5号）により、理由を付して通知するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により確認書類の提出を求めた特定工事の入札案件にあつては、前条の規定に該当する場合を除き、市長は、第13条第2項の規定により公告資格要件を満たしていると認めた者のうち、第11条の規定により落札候補者と決定した者を落札者と決定する（第9条第1項の規定に該当すると認める場合を除く。）。
- 5 前項の落札者の決定は、落札候補者が決定した日から起算して3日（休日を除く。）を経過する日（積算疑義申立が行われた場合は、当該案件に係る積算疑義申立手続を経て落札候補者が変更とならないことが決定した日から起算して2日（休日を除く。）を経過する日）までに行うものとする。
- 6 市長は、落札者の決定をしたときは、直ちに落札者に対し、契約締結に必要な指示を行うものとする。

（行政不服審査法との関係）

第16条 前2条の規定による入札契約手続の中止及び落札者の決定については、別途行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることを妨げない。

（補則）

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札案件から適用する。
（千曲市事後審査型一般競争入札実施要領等の廃止）
- 2 次の各号に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) 千曲市事後審査型一般競争入札実施要領
 - (2) 千曲市条件付一般競争入札実施要領
 - (3) 千曲市簡易型一般競争入札実施要領

入札参加希望届

年 月 日

（宛先）千曲市長

（FAX番号 026-273-8787）

住 所

商号又
は名称

代表者名

下記事業の競争入札に参加したいので届出します。

事業名

- ・入札参加希望者はFAXにて届出てください。
- ・FAXを送信した後、千曲市管財契約課へ電話で受信の確認をしてください。
（管財契約課 電話 026-273-1111 内線5352）

※この届出は、応札を強要するものではありませんので、提出後に諸事情により入札参加を取りやめる場合は、管財契約課へ連絡してください。

連 絡 先

電 話
ファックス
担当者名

新事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記建設工事等の新事後審査型一般競争入札に関して、確認書類を添えて確認の申請をします。

なお、本申請書及び添付書類に記載された事項は、全て事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 名 (業 務 名)	平成 年度
------------------	-------

添付書類一覧（添付のある書類はチェック欄に○をしてください。）

必ず提出が必要な書類		チェック（○記入）
①	配置技術者調書（工事）又は 配置技術者調書（業務委託）	
②	現場代理人調書（工事） ※工事のみ必ず提出	
③	配置技術者の資格を証する書類	
④	配置技術者・現場代理人等の雇用関係確認書類(健康保険被保険者証の写し等)	
⑤	建設業許可の写し又は登録証明書等の写し	
⑥	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（有効期限内のもの）	
必要に応じて提出する書類		
⑦	（入札参加資格要件として受注実績が必要な場合のみ） 施工(業務委託)実績調書	

提出担当者の連絡先

電話番号

FAX 番号

担当者名

配置技術者調書(工事)

フリガナ 技術者氏名		
生年月日	年 月 日	
経 験 年 数	実務経験 年	
法令による資格・免許	: 第 号	
監理技術者資格者証番号	第 号	
その他本工事指定 による資格・免許	: 第 号	
工 事 経 験	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者	
	工 事 種 別	
	工 事 内 容	
	元請・下請の別	
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等

上記技術者は、当該申請の工事に配置できること及び当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることに相違ありません。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

注 1 : 「工事経験」の欄には、入札日以前における同種工事の従事状況等を記入すること。

注 2 : 資格、免許又は監理技術者資格者証等の写しを添付すること。

注 3 : 直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証、健康保険被保険標準報酬決定通知、住民税特別徴収税額通知書の写し等）を 1 件添付すること。

注 4 : 用紙寸法は A 4 縦とする。

※配置技術者と現場代理人が同一の者の場合、注 3 の書類の写しは 1 部でよい。

現場代理人調書(工事)

フリガナ 現場代理人氏名		
生年月日	年 月 日	
経 験 年 数	実務経験 年	
法令による資格・免許	: 第 号	
監理技術者資格者証番号	第 号	
その他本工事指定 による資格・免許	: 第 号	
工 事 経 験	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契 約 金 額	円
	発 注 者	
	工 事 種 別	
	工 事 内 容	
	元請・下請の別	
	従 事 役 職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等

上記の者は、当該申請の工事に配置できること及び当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることに相違ありません。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

- 注 1 : 「工事経験」の欄には、入札日以前における同種工事の従事状況等を記入すること。
 注 2 : 直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証、健康保険被保険標準報酬決定通知、住民税特別徴収税額通知書の写し等）を 1 件添付すること。
 注 3 : 用紙寸法は A 4 縦とする。
 ※配置技術者と現場代理人が同一の者の場合、注 2 の書類の写しは 1 部でよい。

配置技術者調書 (業務委託)

フリガナ 管理技術者氏名 (現場代理人氏名)		
生年月日	年 月 日	
経歴年数	実務経歴 年	
法令による資格・免許	資格、取得年、登録番号等	
業務委託経験	業務委託名	
	業務委託内容	
	業務委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	発注者	

フリガナ 照査技術者氏名 (主任技術者氏名)		
生年月日	年 月 日	
経歴年数	実務経歴 年	
法令による資格・免許	資格、取得年、登録番号等	
業務委託経験	業務委託名	
	業務委託内容	
	業務委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	発注者	

上記技術者 (現場代理人) は、当該申請の業務に配置できること及び当社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることに相違ありません。

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

注 1 : 「業務委託経験」の欄には、入札日以前における同種業務の従事状況等を記入すること。

注 2 : 資格、免許又は監理技術者資格者証等の写しを添付すること。

注 3 : 直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類 (健康保険被保険者証、健康保険被保険標準報酬決定通知、住民税特別徴収税額通知書の写し等) を 1 件添付すること。

注 4 : 用紙寸法は A 4 縦とする。

※現場代理人と主任技術者が同一の者の場合、注 2 及び注 3 の書類の写しは 1 部でよい。

施工（業務委託）実績調書

工 事 名 （業務名）	
工事場所 （業務場所）	
工事種別 （業務種別）	
工事内容 （業務内容）	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契約金額	円
発 注 者	
受注形態	

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

注1：工事（業務）内容は、入札参加条件としての施工（業務委託）実績を確認できるよう具体的に記入すること。

注2：受注形態は、単体又はJVの別を記入すること。なお、JVの場合は、共同企業体名及び出資比率を記入すること。

注3：記入した工事の「竣工時工事カルテ受領書」の写しを添付すること。

注4：記入した業務委託の完了を証明する書類は入札公告に示した書類を添付すること

注5：用紙寸法はA4縦とし、注意書きは不要。

様式5号 (第15条関係)

管契 第 号
平成 年 月 日

様

千曲市長

入札参加資格確認結果通知書

先に提出されました下記事業の入札参加資格確認申請書及びその添付書類を確認の結果、入札参加資格がないものとし非落札としましたので通知します。

記

1. 事業名
2. 非落札理由

企画政策部管財契約課契約係
電話 026-273-1111 (内線 5352)
FAX 026-273-8787